

令和3年度 第7回清里区地域協議会次第

日 時：令和3年9月30日（木）

午後3時～

場 所：清里区総合事務所第3会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 報告事項

- ・「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について ……資料1
- ・上越市過疎地域持続的発展計画(案)について ……資料2
- ・照明設備（清里中学校屋外運動場）の廃止について ……資料3

5 協議事項

- ・自主的審議事項に関する協議について

6 その他

7 閉 会

「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

令和3年8月

上越市自治・地域振興課

1 概要

- ・第4期地域協議会委員へ依頼した「地域協議会に関する意識調査」について、回答の傾向から改善を要すると考えられるもののうち、市及び各地域協議会として比較的速やかに取り組むことが可能な項目を整理しました。
- ・中長期的な検討を要すると考えられるものについては、回答の内容から課題を整理し、市において令和6年の次期委員改選を目途に検討を継続します。

2 調査結果を受けた取組について

各設問の回答について、「具体的にどのような部分、分野に対するものか」の観点から細分化して整理し、回答の多かった主な項目について、短期的に実施が可能な取組と中長期的に検討を要するものに分類しました。

2-1 短期的に実施が可能な取組

(1) 市が取り組むこと

ア 周知について

ア-1 主な回答

- ・委員の活動について、仕事や家庭等との両立が難しかった。
- ・協議会の会議を優先させてもらえるよう、職場等に理解を求める工夫をした。
- ・協議会制度の認知度を上げる努力をもっとしてほしい。
- ・自主的審議における地域課題の解決には、地域団体の協力が不可欠

ア-2 市の今後の取組

- ・委員の求めに応じ、委員の勤務先等に委員活動への理解と協力依頼の文書を発出するなど、委員の勤務先等から理解や配慮をいただける環境づくりを行います。
- ・各地域協議会だよりによる周知を継続するほか、委員改選時に実施する市広報の特集記事の掲載に限らず、市ホームページやSNSの活用、活動報告会の毎年開催など、自主的審議等協議会の活動や成果等を市民へ広く周知する方法を検討します。

イ 情報共有について

イー１ 主な回答

- ・他地区の地域課題をもっと情報提供してほしい。
- ・議論を進めるにあたっては、他協議会の事例等を交えたらよいと思う。

イー２ 市の今後の取組

- ・空き家対策の審議から「(仮称)安心ノート」の取組につながった(清里区)など、自主的審議から課題解決の取組につながった事例を、議論の参考として地域協議会へ情報提供します。
- ・各地域協議会における議論の内容、答申を受けての市の対応及び各事務局で把握した情報等を事務局間で情報共有し、自らの区で参考になりそうな事案があれば、地域協議会へ積極的に情報提供します。[下線部は市議会提案を反映]
- ・各事務局が可能な範囲で区内の地域団体等の活動計画を情報収集し、地域協議会へ情報提供します。

ウ 元気事業について

ウー１ 主な回答

- ・元気事業について、取り組み方の基本的なイメージや方法等が委員の多くで共有できなかった。
- ・議論を進める上で、元気事業の活用を想定していなかった。

ウー２ 市の今後の取組

- ・「地域を元気にするために必要な提案事業」の目的の理解や認知度を高めるため、当事業を活用した事例を地域協議会へ周知します。
- ・地域協議会での議論の状況を踏まえ、事務局が当事業の活用の検討を提案します。

(2) 各地域協議会において取組の検討をお願いしたいこと

ア 意見交換について

アー１ 主な回答

- ・協議会が地域課題の解消に向けて取り組むためには、地域の団体等との意見交換や情報共有が必要
- ・課題に気づき、自分たちで解決していかなければならないという思いを住民と協議会委員の両方が共有しながら議論を進めることが必要
- ・日頃から協議会と諸団体との風通しをよくしておくことが必要

アー２ 各地域協議会における今後の取組(案)

地域課題の把握・解消に向けた、住民組織、福祉・スポーツ団体、町内会、地域住民、他の地域協議会等との話し合いの一層の活性化 [下線部は市議会提案を反映]

イ 会議運営について

イ-1 主な回答

- ・会議の開催日時が不定期で、予定が立てにくかった。
- ・月1回の会議だけでは取り組むテーマの解消ができない。
- ・毎回1時間程度の協議時間が設定されているが、議論の内容を深めるゆとりがなく時間切れになる。
- ・学習会や先進的地域への研修視察を重視すること。
- ・委員の責務として、全ての議題に対して各委員から必ず発言していただくような会議運営にしてほしい。
- ・協議会に参加してもなかなか発言できなかった。

イ-2 各地域協議会における今後の取組（案）

- ・委員が会議に参加しやすくなるような、開催日時や回数の柔軟な設定
- ・必要に応じて日を改めて協議を行うなど、議論が深まるような運用
- ・自主的審議事項等の議論がより一層深まるよう、議論に必要な情報を得るための視察や研修の積極的な実施
- ・会議の進行を担う会長が全ての委員へ発言を求めるなど、多くの委員に発言の機会を設けるような配慮
- ・分科会やグループワーク等、小規模な話し合いの場を適宜設けるなど、委員が発言しやすい雰囲気づくり

ウ 情報発信について

ウ-1 主な回答

- ・地域住民等から協議会の活動に関心を持ってもらうために「地域協議会だより」を工夫し委員の声などを載せ、より親しみのある内容にしていく。
- ・各地域の取り組み等を定期的に「地域協議会だより」として回覧板でも良いので多数発行し、活動内容を理解してもらう。

ウ-2 各地域協議会における今後の取組（案）

協議会の活動に市民から関心を寄せていただけるように、地域協議会だよりに委員の声や自主的審議の進捗状況等を掲載するなどの工夫

2-2 市において中長期的に検討を要するもの（主な意見）

① 委員資格について

「職場が区内にある人も委員の対象とする」といった委員資格に関するもの

② 委員の公募公選について

「立候補者や若い人達の応募が少ない」といった公募公選に関するもの

③ 委員の追加・補充選任について

「定員合わせは不要」、「やる気のある人だけで進めるべき」といった委員の追加、補充選任に関するもの

④ 議論の深化・活発化について

「地域団体との意見交換の枠を超えるオブザーバー制度の導入」といった議論の深化や活性化に関するもの

⑤ 報酬の要否について

「自主参加とはいえ、拘束時間に対する補償が少ない」、「委員になりたくない理由の一つとして費用弁償だけでは少なすぎる」といった報酬に関するもの

上記のほか、「地域活動支援事業」に関して、「地域活動支援事業は根本的な見直しの時期」、「同じ団体だけが毎年申請する状況が続く点の改善」、「補助対象事業の統一」、「地域協議会提案枠の創設」などの意見があったことを踏まえ、地域活動支援事業の在り方や運営に関することについて検討していきます。

また、「地域を元気にするために必要な提案事業」の制度に関して、「面倒」、「使いにくい仕組み」といった意見があったことを踏まえ、地域を元気にするために必要な提案事業の制度の仕組みや活用のしやすさについて検討していきます。〔下線部は市議会提案を反映〕

➤地域協議会の制度自体の在り方に係るこれらの意見に対しては、市議会総務常任委員会で予定される提言等を踏まえながら、引き続き市で検討を進めていくこととします。

3 今後の予定

- | | | |
|-------|-----|--|
| 令和3年度 | 8月～ | ・地域協議会に短期的に実施が可能な取組案を示し、各地域協議会で協議 |
| | | ・すぐに取り組めるものから実施するとともに、各地域協議会において取組を検討いただく。 |
| | | ・市で調査結果の分析と中長期的に検討を要する項目の検討を継続 |
| 令和4年度 | | ※市議会総務常任委員会からの提言（予定） |
| | 4月～ | ・市議会からの提言を受けて検討継続 |
| | 年度末 | ・市としての地域協議会の見直し案の確定 |

4 研修について

地域協議会の役割などの研修等が必要と判断される場合は、事務局（総合事務所、まちづくりセンター）との協議をお願いします。

また、委員個人として確認や相談を希望される場合は、事務局へお声がけください。



上自第 33305 号の 9
令和 3 年 9 月 24 日

清里区地域協議会

会 長 古 澤 文 夫 様

上越市長 村 山 秀 幸
(自治・市民環境部 自治・地域振興課)

上越市過疎地域持続的発展計画（案）について（通知）

令和 3 年 8 月 5 日付けで答申のあった諮問第 61 号上越市過疎地域持続的発展計画（案）について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

過疎地域持続的発展計画（案）について計画策定手続きを進めることとします。
今後、パブリックコメントを経て、令和 3 年上越市議会 12 月定例会に議案を提出する予定です。

各区地域協議会からの附帯意見に対する回答及び基本目標の表現の変更について

1 附帯意見に対する回答

番号	区名	附帯意見	回答
1	安塚区	・前期計画（上越市過疎地域自立促進計画）の総括を提示するよう求めます。	・過疎地域自立促進計画に搭載した事業の着手率は約80%で、着手した事業の実績額は約308億円、そのうち過疎債発行額は約41億円となっており、過疎地域の道路整備、基盤整備、除雪機械の整備、小中学校の改修や観光施設の管理運営、診療所の開設、スクールバス等の運行など計画に登載した各種政策分野におけるハード事業及びソフト事業の実施により、過疎地域における市民生活の維持、向上に寄与したものと捉えております。
2		・区によりそれぞれ抱えている事情が異なるため、区ごとの計画を策定するよう求めます。	・本計画は、過疎地域全体の発展に向けた計画であり、第6次総合計画等と整合を図り案を作成していることから、現時点では、総合計画など他の計画と切り離して地区別計画を策定する予定はありません。 なお、地域協議会で検討いただいた案件を具体化、予算化する場合は、所要の手続きや調整を経ることで本計画に反映することが可能であることから、貴地域協議会におかれましても、自主的審議等により安塚区の持続的発展に向けた検討をお願いいたします。
3		・計画変更を行う場合は、地域協議会や地域住民等に対し、事前に変更の内容を説明するよう求めます。	・計画変更については、今後国が示す手続きに基づき行うとともに、必要に応じて地域協議会や地域住民等にお示しいたします。
4	牧区	・過疎地域が今まさに危機的な現状であることを踏まえ、今後、事業を推進するにあたっては、住民の問題提起や課題解決の提案等を確実に受けとめ、取り組まれるよう求めます。	・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向け取組を進めていきます。地域協議会におかれましても、自主的審議等により、牧区の持続的発展に向けた事業の検討をお願いいたします。
5	吉川区	・吉川区に関わる本計画の具体化時、及び第7次総合計画策定時には、当地域協議会と十分協議をすること。	・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向けた事業の検討を進めていきます。地域協議会におかれましても、自主的審議等により、吉川区の持続的発展に向けた事業の検討をお願いいたします。第7次総合計画の策定においては、市民の声アンケートの実施等により広く市民の声を反映するほか、地域自治区に関する重要な内容については、地域協議会と協議を行ってまいります。
6		・諮問に際しては、地域住民との意見交換や意向確認、及び地域協議会での審議時間が必要であり、諮問から答申までには、十分な時間をとるよう配慮すること。	・本計画案については、国の説明会后、5月から策定作業を進め、6月中旬に示された新潟県過疎地域持続的発展方針（案）との整合を図りながら、概ね2か月余りで整理しました。これは、地域協議会の審議時間を1か月以上確保するとともに、その後のパブリックコメントの実施、上越市議会12月定例会への上程等に必要の期間を踏まえて、スケジュールを設けたものであります。今後も、地域協議会の諮問に当たっては、時間の確保に留意しながら進めて参ります。
7	中郷区	・策定後の事業の進め方については、地域の課題に向き合い、行政と地域が協働のもと、より良い上越市を作り上げることを願います。	・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向け取組を進めていきます。地域協議会におかれましても、自主的審議等により、中郷区の持続的発展に向けた事業の検討をお願いいたします。
8		・中郷区地域協議会でもこの本計画の策定に合わせて今後の自主的審議事項において課題抽出に向けた議論を行い、視点を合わせていきたいと考えていますので、よろしくお願いたします。	

2 基本目標の表現の変更について

計画（案）19ページ「（5）地域の持続的発展のための基本目標」につきまして、推計値である36,489人より低い目標にするのではないかと誤解を招くことが考えられるため、目標値は推計値の十人以下を四捨五入し「3万6千5百人以上」と表現を改めることとしました。



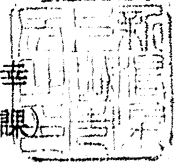
資料 3

上教ス第 4738 号
令和 3 年 9 月 21 日

清里区地域協議会

会長 古澤 文夫 様

上越市長 村山 秀幸
(教育委員会スポーツ推進課)



照明設備（清里中学校屋外運動場）の廃止について（通知）

令和 3 年 9 月 2 日付けで答申のあった諮問第 62 号：照明設備（清里中学校屋外運動場）の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり照明設備（清里中学校屋外運動場）を廃止することとし、令和 3 年上越市議会 12 月定例会に所要の条例案を提出します。

ヒアリング・アンケート結果（概要）

【上越市消防団の主な課題】

- ①8割の消防団員が、団員確保が困難と感じている
- ②全ての消防部が、消防行事や訓練に負担を感じ、見直しが必要と考えている
- ③5割の消防団員が、現行体制での活動継続は困難（統合・再編が必要）と考えている

○ヒアリング結果

【消防団の主な意見】

- ・ 管轄範囲外に勤務・居住しているため、初期消火の駆けつけに間に合わない
- ・ 交代勤務に従事する団員が増えることによって、平時の活動への参加が難しくなっている
- ・ 通常夜警については、定められた2時間の見回り時間を持て余すことが多い
- ・ 全般的に行事・研修・訓練のスケジュールが過密で対応に苦慮している。また、儀礼的な活動への出席を疑問視する声が多い
- ・ ポンプ操法競技会のための訓練・準備は、朝練・夜練・休日練に時間がとられ、日常生活の大きな負担になっている
- ・ 団員の募集は、困難。どこに対象者がいるかの情報取得の場が減っている。町内会の協力が得られているところ、得られていないところがある
- ・ 団員確保は、団員候補の本人よりも家族の反対があり、入団にいたらない

<その他の意見>

- ・ 勤務中、携帯電話を所持することが禁止されており、火災の発生に気付くことができない。また、火災の発生に気付いても出動できない場合がある
- ・ 管轄範囲内に川や池がある分団及び消防部は、水防団としての活動も多い
- ・ 自主防災組織に対する指導、協力、支援の業務は、継続的に取り組んでいる消防部もあれば、依頼があったときに取り組む、また、取り組んでいない消防部もあり、活動に差がある
- ・ 消防部に積載車が2台配備されているが、消防団員が減少したため1台はほとんど使用していない。消防車の維持管理が大変であるため、1台体制にしてほしい

【町内会の主な意見】

- ・ 消防団との付き合いは殆どない。消防団の関わりは、町内会によって濃淡がある
- ・ 消防団の活動内容が分からない。自分の町内の消防部も知らない
- ・ 消防団員の負担軽減が必要ではないか
- ・ 消防団員が一人もいない町内会があり、多く出している町内会は不公平と感じている

<その他の意見>

- ・ 昔は自営業や農業を行っている団員が多かったが、今は少なく団員減少の要因となっている
- ・ 消防器具置場や消火栓周辺の除雪は、町内会で行っている
- ・ 消防器具置場や資機材は、現状の数を残すべきである
- ・ 地域の防災力を高めるためには、自主防災組織の取組を強化することが重要となる

○アンケート結果

1) 消防団員の「居住地」：2割の消防団員が管轄区域外に住んでいる

- ・ 管轄区域内に居住 …83%
- ・ 管轄区域外の市内に居住 …15%
- ・ 市外に居住 … 2%

2) 消防団員の「勤務形態」：8割の消防団員が日勤

- ・ 日勤 …77%
- ・ 交代勤務（夜勤、2交代、3交代、その他の勤務形態） …21%
- ・ 無職 … 1%
- ・ 無回答 … 1%

3) 消防団員の「勤務地」：7割の消防団員が管轄区域外の職場に勤務している

- ・ 職場は管轄区域内 …24%
- ・ 職場は管轄区域外 …63%
- ・ 職場は市外 …11%
- ・ 無回答 … 2%

4) 消防団員の「勤務中の火災発生覚知」：2割の消防団員が勤務中に火災発生を知ることができない

- ・ 工作中的火災発生連絡可能 …76%
- ・ 工作中的火災発生連絡不可 …23%
- ・ 無回答 … 1%

5) 消防団員の「勤務中の出動」：6割の消防団員が勤務中の火災現場への出動が難しい

- ・ 特別休暇や職務免除等で、出動が認められている …29%
- ・ 年次有給休暇で、出動が認められている … 9%
- ・ 勤務状況に応じて、認められるときと、認められないときがある …41%
- ・ 原則、勤務中には出動できない …21%

6) 勤務地から消防器具置場までの移動時間：勤務中の早期参集が難しい

- ・ 職場から消防器具置場まで5分以内に到着することができる団員 …10%
 - ・ 職場から消防器具置場まで30分以内に到着することができる団員 …52%
 - ・ 職場から消防器具置場まで30分以上かかる団員 …38%
- ※集計上の仮定：「5分以内に到着が可能」…初期消火が可能
「30分以内に到着が可能」…後方支援が可能
「30分以上かかる」…残火処理を行う

7) 消防団活動における行事・研修（複数選択可）：ポンプ操法競技会、上越消防大会は必要がないと
思う団員が多い

① 各方面隊のポンプ操法競技会	1,135/総数 3,452
② 上越消防大会(7月)	1,032/総数 3,452
③ 全体出初式(1月・市)	988/総数 3,452
④ 上越市消防点検(6月)	938/総数 3,452
⑤ 出初式(1月・各方面隊)	934/総数 3,452
⑥ 辞令交付式(4月)	917/総数 3,452
⑦ 各方面隊の連合演習(5～6月)	902/総数 3,452
⑧ 分団演習(9～11月)	784/総数 3,452
⑨ 総合研修(4月・部長、班長、ラッパ隊、ボート隊)	690/総数 3,452
⑩ 水防訓練(5月)	670/総数 3,452
⑪ 校外講習(4月・ポンプ操法研修)	600/総数 3,452
⑫ 幹部研修(4月)	497/総数 3,452
⑬ 火災後や火災予防運動等の特別夜警	332/総数 3,452
⑭ 新入団員研修(4月)	302/総数 3,452
⑮ 通常夜警(月2回)	285/総数 3,452

8) 消防団活動における訓練（複数選択可）：部隊訓練、人員姿勢服装の点検、小隊編成訓練は必要
ないと思う団員が多い

① 部隊訓練	1,890/総数 3,452
② 人員姿勢服装の点検	1,414/総数 3,452
③ 小隊編成訓練	1,345/総数 3,452
④ 各個訓練	729/総数 3,452
⑤ ポンプ操法訓練	660/総数 3,452
⑥ 駆けつけ放水訓練	380/総数 3,452

9) 通常夜警の参加頻度：月2回の通常夜警に参加している団員は約2割

・毎月2回	…21%
・毎月1回	…19%
・2か月に1回	…18%
・3,4か月に1回	…19%
・ほとんど参加しない	…10%
・無回答	…13%

10) 夜警の所要時間：夜警の巡回時間は30分から1時間が多い

・所要時間30分	…49%
・所要時間1時間	…33%
・所要時間1時間半	…3%

・所要時間2時間以上	…2%
・無回答	…13%

11) 管轄内の団員候補：管轄地域に団員候補の若者がいない、ほとんどいない地域が6割

・候補の若者がいる	…20%
・候補の若者がほとんどいない	…47%
・候補の若者が全くいない	…10%
・候補の若者がいるかどうか不明	…22%
・無回答	…1%

12) 再入団経験の有無：再入団者は全体の1割

・再入団ではない	…91%
・再入団である	…8%
・無回答	…1%

12-付)再入団の年齢：再入団者は31～40歳の年齢層が一番多い

・20歳以下	…2人
・21～30歳	…66人
・31～40歳	…94人
・41～50歳	…78人
・51～60歳	…70人
・61～75歳	…35人

13) 団員確保が困難な理由（複数選択可）：人材がいないだけでなく、地域住民に活動が理解され
ないことが主な要因

① 活動を担う人材がいない	1,963/総数 3,452
② 活動が誤解/理解されない	1,084/総数 3,452
③ 親世代の嫌悪がある	995/総数 3,452
④ 「地域を自分たちで守る」気概が伝わらない	884/総数 3,452
⑤ 配偶者の嫌悪がある	681/総数 3,452
⑥ 活動そのものに問題あり	586/総数 3,452
⑦ 活動そのものが知られていない	277/総数 3,452
⑧ 団員確保は困難でない	181/総数 3,452

14) 消防部の見直しの必要性：5割の団員が統合・再編の見直しが必要と考えている

① 統合・再編は必要である	…48%
② わからない	…31%
③ 統合・再編は必要ない	…20%
④ 無回答	…1%

上越市消防団適正配置検討委員会提言（骨子）

提言の趣旨

- ◎ 地域消防力を維持するためには、上越市の実情を踏まえ「将来を見据えて消防団の役割を果たせる体制を確保する」ための対応策を講ずる必要がある

1 上越市の実情を踏まえた対応策

(1) 組織体制の見直し

■ 消防団の再編成

○消防団の業務を果たすには、将来的にも団員確保が困難な状況が続くことを見据え、今後、消防団の機能を維持していくため、常備消防との連携強化を図るとともに、市街地や中山間地域等の地域特性、町内会や地域自治区等などの地縁を鑑み、方面隊や分団を単位として集約を進めていくことが望ましい。

- ・地域の実態に応じた消防部の編成見直しや消防器具置場の配置見直しについては、消防団において積極的に検討し、町内会等に理解を得たうえで、早期に取り組むべきである。
- ・活動拠点への集約の過程において、市及び消防団は、消防部統合の目安とする消防団員の人数や、消防車両・消防資機材の配備に関するルール作りを行う必要がある。
- ・再編成に当たっては、管轄地域の町内会に対し、再編成の目的や手順についての理解と協力を得ながら進めていく必要がある。
- ・消火活動については、常備消防が迅速な初動体制を整えている中であって、消防団員が火災現場へ早期に参集することが困難な状況になってきていることを踏まえ、消防団が担う主な役割としては、①初期対応（水利確保、避難・交通誘導）、②消火対応（送水、放水）、③残火処理（警戒）など、常備消防を後方支援する体制を確保していくことが大切である。
- ・消防団の機能を維持するため、日中の消火活動を行う市役所及び事務所消防隊や、火災予防活動を行う女性団員など、一部の消防団業務に限定した団員の活用が有効である。

■ 消防器具置場や消防資機材等の整理

○消防器具置場や消防車両・消防資機材の老朽化が進む中、これらの整備・更新に当たっては、方面隊や分団単位で活動拠点を決定した上で、消防器具置場の整備や消防車両・消防資機材の更新を計画的に進めていくことが望ましい。

- ・消防団が活動拠点とした消防器具置場の整備に当たっては、既存の公共施設や町内会館の利活用を含め、効率的な使用方法を検討する。
- ・消防団が不要とした消防器具置場や可搬ポンプ等（消防車両を除く）は、地域のコミュニティや防災力を高める有効な使用方法を検討する。
- ・自主防災組織や町内会が可搬ポンプを使用する場合は、定期的に消防訓練を行うなど、安全性を確保することが必要である。
- ・消防車両等の更新や配備に当たっては、各消防部の使用状況に応じて、統合等で不要となった消防車両等を更新が必要な消防部へ移管するなど、地域に必要な消防力を考慮しながら、効率的に実施していく必要がある。

左記趣旨に基づき、「組織体制の見直し」と「消防団員の確保」の2つを対応策の柱として、消防団の再編成、消防資機材等の更新、訓練や行事等の見直し、関係団体との連携・協力の取組を進めていくことが有効である。

(2) 消防団員の確保

■ 訓練や行事の見直し

○消防団員の負担軽減を図るとともに、団員の安全と消防技術を高められるよう各種訓練や行事を見直す必要がある。（実施時期や内容の変更、廃止、訓練の充実など）

- ・消防団員から儀礼的な活動や競技化した訓練の必要性を疑問視する声や、過密するスケジュールの見直しを求める声が多くあったことから、見直しを検討する必要がある。
- ・各方面隊の行事や訓練は、市町村合併前から続く各方面隊の訓練や、地域の伝統行事として実施している側面もあることから、地域の実情や問題点を踏まえ見直しを検討する必要がある。
- ・夜警や水利点検など平常時の活動は、各消防部の管轄範囲に限定せず、分団の管轄地域で広く実施するなど、方面隊及び分団単位で見直す方策が有効である。
- ・夜警については、一回の活動時間を2時間としているが、活動時間の見直しを検討するなど、団員の平常時の活動の負担軽減を図る必要がある。

※消防団では、平成30年度から訓練日程や夜警時間を一部見直し、団員の負担軽減を図る動きが実体化している。

■ 関係団体との連携・協力

○消防団員の確保に向けた町内会と市のバックアップの強化、事業所の消防団活動への理解と協力の呼びかけが必要である。

- ・地域防災力を高めるためには、消防団、町内会（自主防災組織等を含む）、防災士会、常備消防、市は相互に連携を密にし、地域住民や防災関係機関が一体となって消防訓練や火災予防などの防災活動に取り組んでいく必要がある。
- ・消防団は、消防団活動の中に、町内会や自主防災組織との交流を組み込むなど、地域住民への消防団活動の理解を深めるための取組を推進する必要がある。
- ・市は、広報誌やホームページのほか、各種イベント等で広く消防団活動をPRするとともに、消防団員の勤務先への消防団活動の理解と協力を求める取組を積極的に支援する必要がある。
- ・町内会は、地域の防災訓練や会合等の機会を通じて、新入団員の勧誘を行うなど、団員確保に向けた取組を支援する必要がある。
- ・事業所は、消防団員の防災知識や消防技術を、自社の防災訓練や自衛消防に活用するとともに、勤務時間中における団員の火災覚知や災害現場への出動、消防訓練・行事への参加についても、積極的に支援・協力する必要がある。

消防団が検討した再編案

<消防団が再編案作成に取り組んだ背景及び経緯>

- 一部の消防部では、団員数の減少に伴い、現行の人員体制では消防団が担う役割を十分に果たすことができない状況となっている。
- 現行体制においては、222 消防部のうち、10 人以下の消防部が 29 消防部で、最少団員数は 4 人と少なく、火災が発生した際、消防車による消火活動の必要人員（消防ポンプ自動車：5 人、可搬ポンプ自動車：4 人）が集まらず、迅速な消火活動が困難な状況となっている。
- 団員数が少ない消防部がある現状や、消防団適正配置検討委員会によるヒアリング等の結果報告を受けた消防団では、平成 30 年 12 月の正副団長会議において、10 年先の将来を見据え、引き続き消防団の機能を維持していくため、自ら「組織体制の見直し」と「将来活動拠点とする消防器具置場の選定」について検討を行うことを決定した。
- 再編案の検討に当たっては、分団単位(53 分団)の管轄区域で各消防部の団員が検討した案を、正副団長が市全体の地域バランスを考慮して調整を行った。

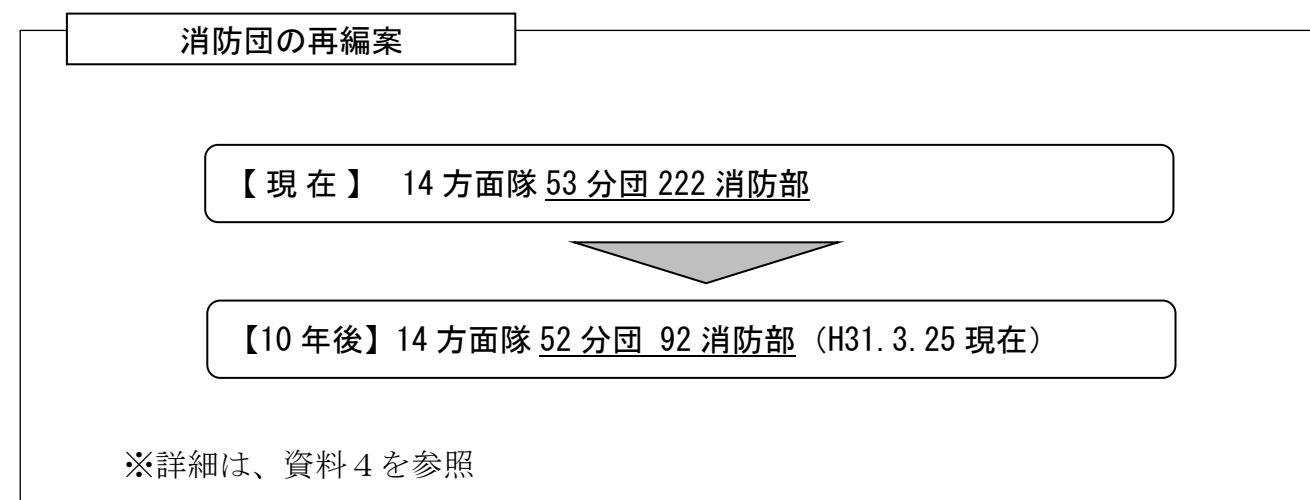
<消防団が再編案を検討した際の視点>

① 組織体制の見直し

- 10 年後も地域に必要な消防団員数が確保できるか
- 消防団の業務を果たせる体制となっているか
- 水害のおそれがある地域は、水防対応ができる体制となっているか
- 河川や沢などの地域特性を考慮した管轄区域となっているか

② 将来活動拠点とする消防器具置場の選定

- 10 年先の団員数や消防団活動を見据え、分団内で概ね 1~2 か所を選定
- 学校区単位で 1 か所設置するなど、地域バランスを考慮
- 消防団員が集まりやすい（幹線道路、消防団員の駐車スペース）
- 消防車両が出動しやすい（幹線道路、交差点、除雪の負担が少ない）
- 居住人口や戸数が多い箇所か（又は人口増が見込まれる）
- 活動拠点（消防器具置場）の数は適正か
- 団員の駐車場が確保できるか



◎ 今後の検討事項

- (1) 消防団の体制づくり
- (2) 消防器具置場や消防車両の取扱いについて
- (3) 訓練や行事の見直しについて
- (4) 消防団員の確保について

消防団が検討した再編案一覧 (R1.5.20)

分団名	活動拠点	消防部名	団員数 (H30.4.2)	再編後の団員数	班名
第一分団	○第一分団		25	25	
第二分団	○第二分団		20	20	
第三分団	○第三分団		26	26	
第四分団	○第四分団		26	26	
新道	○稲田		19	19	
	○富岡		18	33	
	○上島		15		
金谷	○鴨島		15	29	
	○子安		14		
	○小滝		11	53	
	○下馬場		12		
	○灰塚		15		
諏訪	○上中田		15	18	
	○大貫		13		
	○中ノ俣		5		
	○飯		19	45	
和田	○滝寺		15		
	○下正善寺		11		
	○米岡		15	27	
津有	○鶴町		12	18	
	○高森		8		
	○上真砂		10		
春日	○島田		14	31	
	○下箱井		17		
	○寺町		17	48	
	○石沢		15		
三郷	○木島		16	20	
	○大和		20		
	○戸野目四ヶ所		20	77	
	○四辻町		15		
	○野田長面		12		
	○北津		15		
春日	○池部吉岡		15	74	
	○野尻		15		
	○新保五ヶ字		16		
	○新町		13		
春日	○富川五ヶ字		15		
	○池部吉岡		15		
	○土橋		14	24	
	○藤新田		10		
	○春日山町		17	17	
	○春日		14	32	
三郷	○大豆		18		
	○岩木		19	19	
	○新光町		18	18	
	○木田		27	27	
高士	○西松野木		15	58	
	○長者原		15		
	○今池		15		
	○辰尾稲塚		13		
直江津	○稲谷上曾根下曾根		17	51	
	○高和町元屋敷		19		
	○高津東京田		15		
有田	○飯田妙油		24	55	
	○森十北方		17		
	○南方大口		14		
八千浦	○市之町		11	23	
	○港町		12		
	○中央		10	25	
有田	○駅南		15		
	○五智		23	23	
	○春日新田		21	38	
	○佐内		6		
八千浦	○福田		11	29	
	○三ツ橋		10		
	○小猿屋		19		
保倉	○安江		14	24	
	○下門前		10		
	○黒井		18	55	
	○下荒浜		22		
保倉	○遊光寺浜		15	41	
	○夷浜		22		
	○西ヶ窪浜		19		
北諏訪	○駒林		19	61	
	○小泉		23		
	○上名柄		19		
	○青野		17	53	
北諏訪	○上吉野		21		
	○五貫野		15		
	○横曾根		16	58	
谷浜・桑取	○上千原		24		
	○東中島		18		
	○長浜		18	65	
	○有間川		27		
	○高住		20		
谷浜・桑取	○西横山		9	21	
	○土口		7		
	○大淵		5		

分団名	活動拠点	消防部名	団員数 (H30.4.2)	再編後の団員数	班名
安塚	○安塚		43	69	安塚 石橋 上方 牧野
		○松崎	11		
		○中川	15		坊金 細野
小黒	○和田		31	48	
菱里	○小黒		17		
	○豊坂		19	53	
	○荻野		11		
浦川原東	○須川		12		
	○船倉		11		
	○有島		27	27	
	○月影		18	18	
浦川原西	○虫川		18	45	
	○中猪子田		16		
	○小谷島		11		
大島第一	○顕聖寺		30	55	
	○横川		25		
	○長走		22	71	
	○山印内		16		
大島第二	○飯室		18		
	○山本		15		
	○第一		29	103	
	○第二		18		
	○第三		19		
大島第三	○第四		22		
	○第五		15		
	○第一		18	57	
大島第四	○第二		19		
	○第三		20		
	○第一		19	28	
大島第五	○高尾		9		
	○桜滝		11	35	
	○宇津俣		13		
大島第六	○上牧		11		
	○落田		9	33	
	○山口		12		
大島第七	○小川		12	24	
	○切光		14		
	○大月		10		
大島第八	○柿崎第一		18	39	
	○柿崎第二		9		
	○七ヶ		12		
大島第九	○直海浜		16	35	
	○馬正面		19		
	○三ツ屋浜		17	35	
大島第十	○上下浜		18		
	○下小野		14	29	
	○高寺		15		
大島第十一	○百木		14	37	
	○巴・下条		10		
	○上直海		13		
大島第十二	○黒川第一		15	39	
	○黒川第二		13		
	○上中山		11		
大島第十三	○鶴の浜		39	91	
	○四ツ屋浜		20		
	○潟町		32		
大島第十四	○土底浜		33	111	
	○小船津		38		
	○新堀		40		
大島第十五	○西		19	35	
	○東		16		
	○第一		24	75	
大島第十六	○第二		26		
	○第三		25		
	○第四		35	103	
大島第十七	○第五		35		
	○第六		33		
	○第七		41	58	
大島第十八	○第八		17		
	○源		17	43	源 尾神
	○東田中		26		
大島第十九	○第一		23	50	
	○第二		27		
	○東		18	44	
大島第二十	○西		26		
	○北		28	51	
	○南		23		

分団名	活動拠点	消防部名	団員数 (H30.4.2)	再編後の団員数	班名
中郷第一	○南部		37	37	稲荷山 福崎 江口 片貝
		○市屋	13		
		○松崎	13	37	
中郷第二	○二本木		11		
	○江端		15	36	
	○金山		11		
	○三旗		10		
中郷第三	○三ツ坂		13	36	
	○藤沢		14		
	○板橋		9		
中郷第四	○西部		34	34	岡沢第一 岡沢第二 福田
		○針第一	31	60	針 関根 横町 吉増
		○針第二	29		南中島 熊川
板倉第一	○山部第一		15	46	山部 山越 米増 中之宮 釜塚 孤立
		○山部第二	31		
	○寺野		20	20	下・西久々野 上久々野 猿供養寺
板倉第二	○豊原第一		33	58	高野 上長嶺 戸狩
		○豊原第二	25		田井 稲増 田屋
	○宮島第一		20	37	下沢田 宮島 別所 曾根田 国川
板倉第三	○宮島第二		17		
		○筒方		17	17
清里第一	○岡野町上稲塚	○荒牧	12	69	
		○菅原	4		
		○上深澤	9		
		○上田島	9		
		○平成弥生	22		
		○馬屋	13	60	
清里第二	○塩曾根	○今曾根	7		
		○南田中	14		
		○武士	10		
		○みらい	9		
		○櫛池第一	17	44	
		○櫛池第二	13		
里公	○櫛池第三		14		
		○第一	16	39	
		○第四	23		
上杉	○第二		20	32	
		○第三	12		
		○第一	17	55	
美守	○第二		10		
		○第三	9		
		○第四	19		
		○第一	15	33	
名立北	○第二		18		
		○第三	17	32	
		○第四	15		
名立南	○機動部		18	64	
		○第一	18		
		○第二	12		
		○第三	16		
		○第一	13	47	
		○第二	20		
		○第三	14		
名立南	○第四		18		
		○第五	13	63	
		○第六	8		
		○第七	24		

【凡例】
○：将来活動拠点とする消防器具置場
□：設置場所を検討中

	現在	→	再編後	再編の内容
方面隊	14	→	14	変更なし
分団	53	→	52	▲1分団（谷浜分団と桑取分団の統合を希望）
消防部	222	→	92	▲130消防部

放課後児童クラブについて

1 目 的

昼間、保護者等が就労等で不在となる家庭の児童を対象に、遊びを主とする活動の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、放課後児童クラブを開設しています。

2 運営内容

開設数	49 か所、小学校内や児童館等で開設
対象児童	昼間、保護者等が就労等で不在となる家庭の小学校1年生～6年生
利用区分	<ul style="list-style-type: none"> ・通 年：1年間 ・長期休業日：夏・冬・春休み（終業式～始業式） ・緊急一時：短期間（1日／半日単位）
開設時間	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～金曜日：午後2時30分～午後6時 ・土曜日、長期休業日及び代休日：午前8時～午後6時 ※延長の利用希望がある児童クラブは午後7時まで開設 ※土曜日、長期休業日及び学校代休日について、早朝の利用希望がある児童クラブは午前7時30分から開設
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・専用区画面積（児童1人につき1.65㎡以上）や支援単位（1支援単位40人）等、条例で定める基準に従い実施 ・1支援単位に2人以上の支援員・補助員等を配置し、うち1人は有資格者を配置 ・各児童クラブの通年登録児童数、特別な支援を必要とする児童数に応じて支援員等を配置（長期休業日等は登録児童数に応じて増員） ・支援員・補助員の資質向上や利用児童のきめ細かな支援を行うため、独自研修会の実施や指導主事・相談員による巡回指導を定期的に実施

3 清里放課後児童クラブの状況

開設場所	清里小学校内の空き教室 ※利用人数等に応じて図書室も利用
登録者数	通年：20人、長期休業日：4人、合計24人
職員体制	支援員1人、補助員1人（会計年度任用職員（常勤）） 支援が必要な児童への対応 1人（日々雇用職員） 職員代替え等の対応 1人（日々雇用職員）

3 地域協議会の役割

地域協議会には、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて、話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う役割（2 ページ参照）があります。

また、区内にある集会施設を始めとした公の施設の設置や廃止、管理の在り方などについて、市長から意見を聴かれた事項（諮問）について話し合い、その結論を市長に返す（答申）役割もあわせて持っています。

その役割を果たすため、主に「自主的審議」「地域を元気にするために必要な提案事業」「地域活動支援事業」「諮問・答申」を活用していくことになります。

（1）自主的審議

○自主的審議とは

地域協議会は、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合います。このため、自主的な判断で区内の課題等について話し合うこととなります。自主的審議事項として話し合った結果については、その内容に応じて、区内で活動している団体に協力・連携を求めるほか、市長に意見書を提出し、市政での実現を求めていくことができます。

なお、地域協議会は、地域住民の意見を市政に反映するための仕組みであることから、区内に住む住民としての観点からの議論となり、市長に提出される意見書についても、当該区との関わりを基にした内容でなければなりません。



これまで自主的審議でどんな意見が出されたのかな？

小学校や保育園の統合を進めてほしいという意見書もあったよ。



雪をいかした地域づくりや地区外からの移住促進に向けた話し合いなどがあったよ。

表 3：地域協議会で話し合われたテーマの例

テーマ	主な内容
区の魅力発見・発信について	交流人口の拡大や区内の住民が地域に愛着や誇りを持てるようにするために、区の魅力ある地域資源を発信する方法を検討する。
地域活動における人員不足について	人口減少や高齢化により、各地域において、活動に携わる人員確保が困難となっているため、今後も地域を守り育むための活動が継続できるよう方策を検討する。

図 5：自主的審議の流れ

